

大分市ポイ捨て防止等強化区域内における指定喫煙所パーテーションの設置について

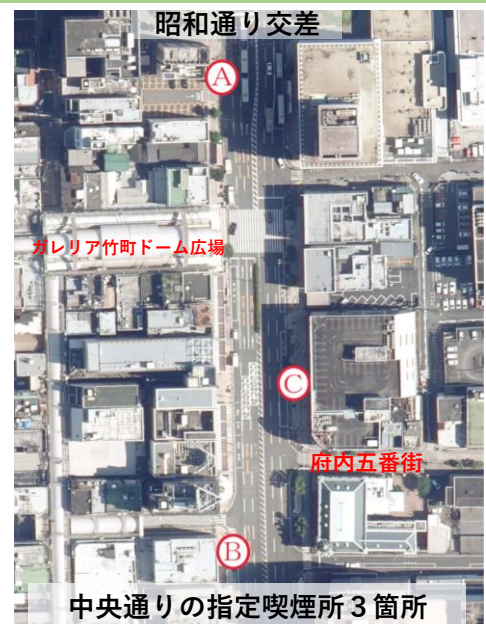
1. ポイ捨て防止等強化区域とは

- 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年7月1日施行)に基づき「ポイ捨て防止等強化区域」(以下、「強化区域」)を指定し、強化区域内における路上喫煙を禁止している。
- 強化区域内において、2回以上の路上喫煙やポイ捨て等違反した者は過料2,000円に処する。
- 強化区域内にあって「市長が指定する喫煙所」(以下、「指定喫煙所」)において喫煙する場合は、喫煙制限の対象外としている。
- 2024(令和6)年7月現在、強化区域内に指定喫煙所15箇所を設置している。



2. 日本たばこ産業(株)大分支社からの提案について

- ① 中央通りの指定喫煙所3箇所にパーテーション設置
分煙施設のより一層の整備による受動喫煙の防止や、指定喫煙所から離れた場所で喫煙しないなどの効果があることから、中央通りの歩道上に設置している指定喫煙所の3か所にパーテーションを設置し市に寄贈したい。
- ② パーテーションへのアート作品の施工
(「JT地域貢献プロジェクト」LightUP Gallery)
アートのかで「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」をつなぐことをテーマとしたJTの地域貢献活動。令和5年に延岡市・川崎市で実施済。長崎市等で進行中であり今後全国に展開される予定であり、①のパーテーションにも施工したい。
本市においても、中心部ににぎわいづくりや学生などのアート作品発表の場として期待されることから、大分駅前地下道など、パーテーション以外においても企画準備中。



3. 中央通り指定喫煙所に関する各団体の意見について

- 自治会は、中央町、府内町1丁目、府内町2・3丁目自治会の3団体全てで、JT大分支社の提案に賛成であり、アート施工にも異論はなかった。
- 商店街振興組合等は、提案に賛同が6組合、パーテーション不要が2組合、意見なしが1組合であった。
- その他では、中央通りの指定喫煙所とは別に、祝祭の広場へ指定喫煙所とパーテーションを設置するべきとの意見が多数あり、異論・反対の意見はなかった。
- パーテーションの課題としては、パーテーションの構造やデザインにおいて、景観上と防犯上の観点を両立させるための慎重な検討（パーテーションのサイズ・透明・半透明、アート施工など）が必要であることや、設置後に不法投棄が多発しないように衛生管理の徹底が求められている。

4. 指定喫煙所のパーテーション設置について（方針案）

- 中央通りの指定喫煙所（3箇所）のパーテーション設置については、商店街振興組合の一部に現行通りを求める意見がある一方で、多くの商店街振興組合や、全自治会の賛同を得ている。また、総務省自治税務局より「分煙施設のより一層の整備推進」を市町村に要請されていることから、JT大分支社提案のパーテーション設置については実施する方向で検討中です。
- パーテーションのデザイン等の選定については、景観上と防犯上の観点を両立させるため、継続して検討をすることとします。
- アート施工については、デザイン等の選定について継続して検討をすることとします。

5. 今後のスケジュール（案）について

- ① 7月中旬～下旬 関係団体への報告
- ② 8月～9月 パーテーションデザインの決定
- ③ 10月～ アート施工の検討

6. 他都市の事例（参考画像）

